

令和3年1月18日
原子力委員会了承

労安法上の「管理区域に一時的に立ち入る労働者」の立ち入りの記録に関する申合せ

労安法上の「管理区域に一時的に立ち入る労働者」の立ち入りの記録について、全学として以下の通り取り決める。

1. 立ち入り記録は次の事項について行う。
 - (1) 管理区域に立ち入った年月日及び時刻並びに当該管理区域から退出した年月日及び時刻
 - (2) 管理区域のうち立ち入った場所
 - (3) 管理区域に立ち入った目的及び作業内容
 - (4) 管理区域内で当該労働者と行動をともにする放射線業務従事者等で線量の測定を行った者がいた場合は、当該者の氏名、所属及び職務内容
 - (5) 線量の測定を行った場合はその数値、線量の測定を行ったものとみなした場合は「見なした者」と記録する。
2. 立ち入り記録は「管理区域に一時的に立ち入る労働者」全てを対象とする。
3. 立ち入り記録は立ち入り後1年間保存する。
4. 立ち入り記録の書式は施設毎の個別の書式とする。

ただし、医学部附属病院についてはこの限りではなく、別途適切な方法を検討する。